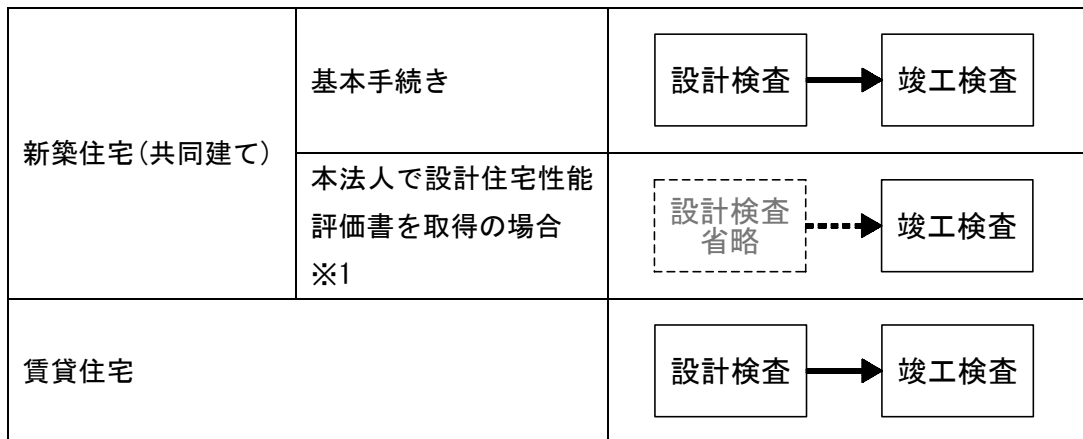


物件検査の手続き

手続きフローチャート



※1 設計検査を省略できる設計住宅性能評価書の等級について

- ・省エネルギー対策等級2以上
- ・原則として維持管理対策(共用配管)等級2以上

※検査の過程で、共用配管が構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けられていないことが確認できれば、当該等級の取得は不要とすることができます。

※ 【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)について

【フラット35】Sをご利用になる場合は、次の①～④のいずれか2つ以上の要件を満たすことが必要です。(平成20年度の場合)

- ①省エネルギー性(省エネルギー対策等級4)
- ②耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震住宅)
- ③バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上)
- ④耐久性・可変性(劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策)

この制度の適用を希望し、物件検査の申請を行われる場合は、以下の点に十分ご注意ください。

○住宅金融支援機構が定める受付期間中に金融機関に借入申し込みを行っていない場合は、優良住宅取得支援制度の基準に適合していることを証明する「適合証明書」を取得しても、本制度の金利優遇は受けられません。

○受付期間中に金融機関に借入申し込みを行った方は、資金実行の手続きの前までに優良住宅取得支援制度の基準に適合していることを証明する「適合証明書」を金融機関に提出していただくことが必要です。

資金実行の手続きに間に合うように、物件検査の申請を行ってください。

※ フラット35登録マンション制度について

「フラット35登録マンション」とは、マンション全体について、フラット35の技術基準の適合証明書を取得する予定で住宅金融支援機構に登録したものです。

「フラット35登録マンション」申請書を住宅金融支援機構に提出して、登録番号を取得してください。

申請手続き(新築住宅(共同建て)の場合)

I 基本手続き(設計住宅性能評価書を取得しない場合)

1. 設計検査について

(1) 設計検査申請時の提出書類

提出書類		提出部数
①設計検査申請書 [適新工第1号書式]	(第一面)	各2 (正・副)
	(第二面)[共同建て]	
	(第三面)[共同建て]	
②管理規約案		2 (正・副)
③長期修繕計画書案		2 (正・副)
④設計図書		2 (正・副)
⑤本法人が必要として指示した書類		2 (正・副)
⑥【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)を利用する場合 設計内容説明書 [適新工第8-1~8-4号書式] 設計内容説明書に付随する平面図、構造計算書等		2 (正・副)

※「管理規約案」及び「長期修繕計画書案」がまだ検討の段階で、これらの書類を提出できない場合は、竣工検査申請時に、提出してください。

(2) 設計検査申請時の提出図面(確認申請に添付されている図面は、省略できます。)

図面名	摘要(明示すべき事項等)
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物(現場に行く目安となる事項)
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部及び防火戸の位置、断熱材の種類及び厚さ並びに給排水管の位置
立面図(2面以上)	縮尺及び開口部の位置
断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
矩計図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法並びに断熱材の種類及び厚さ
床面積求積図、求積表	各住戸の床面積、団地全体の床面積及び敷地面積
その他	仕上表、仕様書等

2. 竣工現場検査について

竣工現場検査申請時の提出書類

提出書類		提出部数
① 竣工現場検査申請書・適合証明申請書 [適新工第1号書式]	(第一面)	各2 (正・副)
	(第二面)[共同建て]	
	(第三面)[共同建て]	
	(第四面)[共同建て]	
②検査済証の写し ※本法人で完了検査を申請した場合は、提出不要です。 適合証明書の交付は、検査済証交付後になります。 ※別機関で完了検査を申請した場合は、検査済証(写)の提出が必要です。 適合証明書の交付は、検査済証(写)の提出後になります。		
③管理規約案(設計検査申請時に提出していない場合)		2 (正・副)
④長期修繕計画書案(設計検査申請時に提出していない場合)		2 (正・副)
⑤本法人が必要として指示した書類		2 (正・副)
⑥【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)を利用する場合 工事監理報告書の写し(バリアフリー性能を希望する場合を除く)		1 (正のみ)

I 設計住宅性能評価書を取得している場合

1. 設計検査について

設計住宅性能評価書の等級が規定の等級を満たす場合は、設計検査を省略できます。

規定の等級を満たさない場合は、「I 基本手続き」と同じ手続きが必要です。

2. 竣工現場検査について

竣工現場検査申請時の提出書類

提出書類		提出部数
① 竣工現場検査申請書・適合証明申請書 [適新工第1号書式]	(第一面)	各2 (正・副)
	(第二面)[共同建て]	
	(第三面)[共同建て]	
	(第四面)[共同建て]	
②検査済証の写し ※本法人で完了検査を申請した場合は、提出不要です。 適合証明書の交付は、検査済証交付後になります。 ※別機関で完了検査を申請した場合は、検査済証(写)の提出が必要です。 適合証明書の交付は、検査済証(写)の提出後になります。		
③管理規約案		2 (正・副)
④長期修繕計画書案		2 (正・副)
⑤本法人が必要として指示した書類		2 (正・副)
⑥【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)を利用する場合 工事監理報告書の写し(バリアフリー性能を希望する場合を除く)		1 (正のみ)